

記入例

介護保険負担限度額認定申請書

フリガナ	カイゴ ハナコ	個人番号（マイナンバー）の記載欄です。																						
被保険者氏名	介護 花子											6	7	8										
生年月日	明・大・昭14年 1月 23日											個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
住所	豊田市西町3-6											介護保険施設に入所（院）している場合のみ記載してください。												
入所（院）した介護保険施設の所在地：												電話（0565） 34 - 6634												
所在地及び施設名（※1）	施設名：											電話（ ） -												
(※1)介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は記入不要。																								
配偶者の有無	有・無（「配偶者に関する事項」の記載不要）											市民税課税状況												
フリガナ	カイゴ タロウ											課税 ・ 非課税												
氏名	介護 太郎											生年月日												
住所	同上											明・大・昭12年 7月 31日												
該当するものにレ点をつけてください。											9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8		
											電話（ ） -													
添付した通帳等の残高等の合計金額を、それぞれの項目の下に記載してください。※夫婦の場合は、それぞれを合算した金額																								
☐ 生活保護受給者 ※生活保護の場合、預貯金等の基準額はありません。添付資料も不要です。																								
☐ 2号被保険者、又は、大正5年以前の生まれで老齢福祉年金の受給者…①																								
市民税非課税世帯であり、課税年金及び【遺族年金※2・障害年金】の収入額、並びに年金以外の合計所得金額の合計が																								
☐ 82万6,500円以下である…																								
☒ 82万6,500円を超え、120万円以下である…																								
☐ 120万円を超える…																								
※3 預貯金等の基準額																								
遺族年金か、障がい年金を受け取っている場合は受け取っている年金に○をつけてください。不明の場合は未記入でかまいません。																								
※2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。																								
(あ) 預貯金額（普通預金） (い) 預貯金額（定期預金） (う) 有価証券（評価概算額） (え) その他（現金、負債など）																								
1,234,567 円 2,000,000 円 0 円 0 円																								
(あ)(い)(う)(え)の合計金額 ※夫婦（内縁含む）は合算 ※預貯金等の合計金額が基準額（※3）を超える場合は申請できません。																								
3,234,567 円																								
☒ 自宅（送付先変更含む） ☐ 上記入所（院）中の介護保険施設																								
申請の結果の送付先を記入。未記入の場合、自宅（送付先変更含む）へ送付します。																								
介護保険施設に入所している場合のみ、住民票上住所及び送付先変更先住所に優先して介護保険施設へ送付することができます。																								
被保険者及び配偶者の氏名を記入してください。被保険者に成年後見人がいる場合は、申請者欄は以下の例のとおりに記入してください。成年後見人の住所が被保険者と異なる場合は、「上に記載の被保険者住所に同じ」の記載を二重線で消し、余白に住所をご記入ください。また、成年後見人であることがわかる書類（登記事項証明書、審判確定証明書等）の写しを添付してください。																								
例：被保険者＝介護花子の成年後見人が愛知健太の場合。 申請者氏名：介護花子 成年後見人 愛知健太																								
以下「銀等残高に い ま せ ん。 の 情 報 を に 同 じ」																								
申請者（被保険者）氏名	介護 花子											(配偶者)氏名 介護 太郎												
											※いない時は記入不要													

記入者氏名	豊田 一郎											本人との関係	長男											電話（0565） 34 - 6634	
☐ 裏面の【注意事項】【申請に必要な書類】を確認しました。（郵送申請時）																									
豊田市記入欄																									
給付制限	無・有（支払変更・給付差止・給付額）											申請者（被保険者）と申請書の記入者が異なる場合は、記入者の氏名等を記入してください。												☐ 身元確認 ☐	
申請日	年 月 日 開始											年 月 日 備考												段階	
認定開始日	年 月 日 備考																							CD	

■利用者負担段階とその対象者

第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	下記のア～ウを全て満たし、課税年金、遺族年金※1、及び障がい年金の収入額、並びに年金以外の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の人
第3段階①	下記のア～ウを全て満たし、課税年金、遺族年金※1、及び障がい年金の収入額、並びに年金以外の合計所得金額の合計が82万6,500円を超え、120万円以下の人
第3段階②	下記のア～ウを全て満たし、課税年金、遺族年金※1、及び障がい年金の収入額、並びに年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える人
ア 市民税非課税世帯の人	
イ 配偶者が住民税非課税の人	
ウ 預貯金等の合計が下記の基準額以下であること。（利用者負担段階：基準額）※2	
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円	
第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円	
第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円	
第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円	

※1 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む

※2 第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。

■居住費（滞在費）の基準費用額と負担限度額（日額） ※基準費用額を超える部屋を利用した場合には支給されません。

居住費 （滞在費）	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 （特養）	従来型個室 （老健・医療院）	多床室 （特養）	多床室 （老健・医療院）
基準費用額	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円<697円>
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第3段階②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	430円<530円>

老健・介護医療院で室料負担のある多床室を利用した場合は<>内の金額になります（短期入所療養介護を利用した場合も同様です）。

■食費の基準費用額と負担限度額（日額） ※基準費用額を超える食事を利用した場合には支給されません。

食費 （日額）	施設サービス	短期入所サービス （ショートステイ）
基準費用額	1,545円	1,545円
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	680円	1,030円
第3段階②	1,420円	1,360円

【参考】

(1)「預貯金等」に含まれるものは、以下の表のとおりです。

預貯金等に含まれるもの （資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）	確認方法 （価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって 時価評価額が用意に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します（借用証書などで確認）。

※価格評価は、申請日の直近2ヵ月以内の写し等により行います。

※預貯金等に含まれないもの・・・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など、絵画、骨董品、家財など

(2) 老齢福祉年金とは、国民年金発足当時すでに高齢だったため、国民年金を受け取ることができない人を救済する制度です。大正5年4月1日以前の生まれの人が対象になる可能性があります。

(3) 課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる年金のことです。